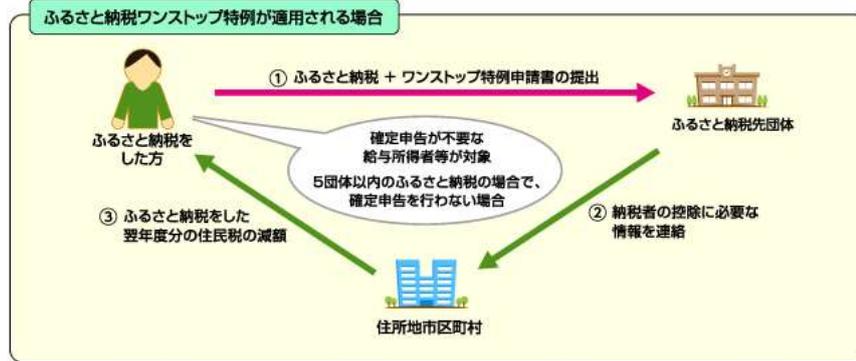


## ふるさとと納税ワンストップ特例制度

ふるさとと納税ワンストップ特例制度を利用することで、確定申告等を行わなくても税の軽減を受けられます。

ふるさとと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税の軽減相当額を含めて、個人住民税からまとめて控除されます。(ふるさとと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人住民税が軽減されます。)



### 1. ふるさとと納税ワンストップ特例を利用できる人について

次の2つの条件すべてを満たしていることが必要です。

- ① 確定申告や住民税申告を行なう必要のない給与所得者や年金所得者  
※確定申告を行う必要のある方は対象外となります。  
※特例申請手続きをしても、確定申告等をした場合、ワンストップ特例の適用は受けられなくなります。
- ② 寄付先の自治体の数が5以下であると見込まれる方  
※6以上の自治体に寄附をした場合、特例適用は受けられません。必ず確定申告等を行ってください。  
※同じ地方公共団体に複数回寄附をしても1団体としてカウントされます。

### 2. ふるさとと納税ワンストップ特例の提出について

別添「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」及び添付資料を小金井市へ提出してください。提出の際は、寄附をした翌年1月10日必着で直接持参するか、郵送してください。送料は申請者負担となります。

### 3. 寄附をした後（特例申請書を提出した後）、氏名や住所変更などがあった場合について

寄附をした翌年の1月10日までに手続きが必要ですので、小金井市企画政策課（042-387-9800）にご相談ください。寄附に関する情報が、寄附をした翌年の1月1日に寄附者が住んでいる市区町村に正しく通知されないと、ふるさとと納税ワンストップ特例が受けられなくなります。

## ワンストップ特例制度をご利用される方へ

### ワンストップ特例申請書の記入と添付資料について

ワンストップ特例制度を利用される方については、申請書に個人番号（マイナンバー）の記入と本人確認資料の添付が必要になります。本人確認資料（番号確認・身元確認の2つ）には、以下の①～③のいずれかが必要になります。個人番号（マイナンバー）の記入ミスや、本人確認資料が添付されていない場合はワンストップ特例制度をご利用いただけませんので、ご注意下さい。

#### 本人確認資料の例

- ① 個人番号カードの両面コピー（番号確認＋身元確認）
- ② 通知カードの表面コピー（番号確認）＋  
運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、  
特別永住者証明書のいずれかのコピー（身元確認）
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書（番号確認）  
＋ ②の身元確認資料（身元確認）

# 記入例

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書

提出日 →

令和 年 月 日 期	整理番号
住所 東京都〇〇市〇〇 町1-1-1	フリガナ <span style="color: red;">こがねい たろう</span>
電話番号 042-387-9800	氏名 <span style="color: red;">小金井 太郎</span>
	個人番号 <span style="color: red;">123412341234</span>
	性別 <span style="color: red;">男</span> 女
	生年月日 <span style="color: red;">1-1-1</span>

第五十五号の五様式  
附則第二条の四関係

選択 →

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 〇年 〇月 〇日	10,000 円

寄附をした年月日、寄附金額を記入 →

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口をチェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である (注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。 (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者 (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者	<input checked="" type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である (注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。	<input checked="" type="checkbox"/>

確定申告をしない場合は チェック☑  
※該当しない場合は、ワンストップ特例申請は利用できません。

ふるさと納税の寄附先が 5自治体以下 の場合は チェック☑  
※寄附回数ではなく、寄附先の自治体数  
※該当しない場合は、ワンストップ特例申請は利用できません。

（切り取らないでください。）

令和 年寄附分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住所	受付日付印
記入不要	
氏名	殿

受付団体名